

仕様書

1. 件名

障害者人材紹介サービスの調達

2. 目的

NEDO の障害者雇用を拡大するため、障害者手帳を所持している求職者を採用候補者として NEDO へ紹介する人材紹介サービスを行う者を募集します。なお、人材紹介サービスの付随的業務として、紹介後の採用候補者の面接スケジュール調整等の各種連絡業務も含めることとします。求人条件の詳細については、契約締結後に提示し、本業務に対する報酬は、契約期間中に紹介を行い、採用候補者を雇用し業務を開始した際に支払う形態とします。

3. 契約期間

契約締結日から3年間を上限とします。

4. 業務内容

業務内容は以下のとおり。

- (1) 求人情報等のウェブサイトへの掲載業務
- (2) 採用候補者の紹介、履歴書等の提供業務
- (3) 採用候補者との面接スケジュールの調整等の各種連絡業務
- (4) その他、障害者人材紹介に関して NEDO が指示する業務

5. 報酬の支払

採用 1 人につき理論年収の一定割合を報酬として支払うものであり、理論年収に料率(35%以下)を乗じた額に消費税相当額を加算した額を支払う。また、報酬は採用候補者が業務を開始した時点で発生するものであり、採用候補者が採用に至らなかった場合は無報酬とする。

6. その他

- (1) 応募要件として明示していない理論年収の定義、返還に係る期間や割合、その他詳細については、原則、公募要領 3.(2) で提出された「契約書のひな型又は申込書の規約等」のとおりとします。また、本件で使用する契約書等については提出のあった「契約書のひな型又は申込書の規約等」を使用し契約するものとします。ただし、記載内容について変更が必要と NEDO が判断したものに対して、NEDO からの申し

入れにより、双方協議の上、内容を変更するものとします。

- (2) (1) の他、応募要件及び契約書のひな型又は申込書の規約等に記載のない事項の詳細については、契約時に協議することとします。
- (3) 契約期間内において、全事業者に対する報酬金額の合計が予算規模である 2,000 万円を超える場合には、新たな人材紹介を停止させていただきます。
- (4) 契約期間中に採用候補者を紹介した場合、当該候補者の採用もしくは不採用が決定するまでは、契約期間終了後も契約終了時点における規約等が適用されるものとします。
- (5) 紹介を受け採用された者の勤務地は原則として NEDO 本部（神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番）又は高輪ゲートウェイオフィス（東京都港区高輪 2 丁目 21 番 2 号）とします。（在宅勤務制度の適用も可能。）
- (6) 受注者は適格請求書発行事業者である場合、NEDO に対し適格請求書を交付すること。
- (7) 仕様書に記載のない事項又は仕様について生じた疑義については、NEDO と協議の上、解決すること。

以上